

2017年2月22日

内閣総理大臣 安倍晋三様
防衛大臣 稲田朋美様

日本バプテスト連盟
憲法改悪を許さない私たちの共同アクション
担当者会委員長 藤澤一清

稲田朋美防衛大臣に対する抗議と、
同大臣の辞任と自衛隊の南スーダンからの引き上げを求めます

2月8日の衆議院予算委員会で、南スーダン情勢について自衛隊の部隊の活動記録(2016年7月11・12日分『日報』)に「戦闘」との記載があったことについて、稲田朋美防衛大臣は、「法的な意味での戦闘はなかった。事実行為としての殺傷行為はあったが、憲法9条上の問題になる言葉は使うべきではないことから、武力衝突という言葉を使っている」と答弁いたしました。

南スーダンでは当時戦闘が行われていました。防衛省が2月6日に公開した現地の自衛隊の『日報』には、「部隊の宿营地周辺での流れ弾や、市内での突発的な戦闘への巻き込まれに注意が必要」や、「UN(国連)活動の停止」を示唆する記載がありました。現地の自衛隊員たちはPKO参加5原則のうちの「紛争当事者の間で停戦合意が成立していること」という筆頭要件が満たされていないと感じ取っていたことがよく分かります。

この『日報』は情報公開請求を受けて公開されたものです。当初防衛省は「不存在」としていましたが、2016年12月26日に統合幕僚監部で「発見」され、2017年1月27日に稲田大臣のもとに「報告」されたものです。この経緯を考えると南スーダンへの自衛隊派遣を維持したい防衛省の組織ぐるみの文書隠蔽も疑われます。稲田大臣は、南スーダンの首都ジュバを2016年10月8日に視察訪問をしているので、270名を超える死者が出た7月の戦闘を知らないはずはありません。知っていて国会では「武力衝突」という言い方で実態を隠しているのです。

PKO参加5原則に抵触する「戦闘」があったにもかかわらず自衛隊を引き上げさせなかったことは国際平和協力法に反する違法行為です。内戦状態による「事実行為としての殺傷行為」を「戦闘」と認定しなかったことは、国会における虚偽の答弁ないしは防衛大臣としての資質を疑わせる答弁です。さらに、憲法違反と指摘されないために「戦闘」を「武力衝突」と言い替え続けることは、自らの違憲行為を認めながら詭弁を弄してそれを堂々と続けるという、極めて悪質なかたちの憲法99条違反です。立憲主義の立場から断じて認めるべきではありません。

違憲違法行為を続けながら開き直っている稲田大臣に対して、わたしたちは強く抗議し、同大臣の即時辞任と自衛隊の南スーダンからの即時撤退を求めます。